

財務諸表に対する注記

1. 継続企業の前提に関する注記

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準

財務諸表は、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）に基づき作成している。

なお、前事業年度の財務諸表は、改正前の「公益法人会計基準」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき作成している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品……………定率法によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

該当なし。

5. 担保に供している資産

該当なし。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什 器 備 品	1,511,935	1,414,569	97,366
合 計	1,511,935	1,414,569	97,366

7. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当なし。

8. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし。

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

12. 重要な後発事象

該当なし。